

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 「働き方改革法」のポイント③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

「働き方改革法」のポイント③

施行日	関係法規	内容
公布日	雇用対策法	労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備 時間外労働の上限規制の法制化、罰則適用（中小企業除く）
	労働基準法	労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く） 年次有給休暇の時季指定による付与義務 フレックスタイム制の見直し（精算期間の上限の延長） 高度プロフェッショナル制度の創設 面接指導（義務化、対象拡大）
2019年4月1日	労働安全衛生法	労働時間の状況の把握 産業医・産業保健機能の強化（事業者から産業医への情報提供義務等） 勤務間インターバル制度の導入（努力義務）
	労働時間設定改善法	一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）、労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
	労働安全衛生法・じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの整備

労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く）

改正前：「1日」「1日を超え3ヶ月以内の期間」「1年間」の延長時間を記載

改正後：「1日」「1ヶ月」「1年間」の延長時間を記載

新たに

①1年間の上限時間を適用する対象期間の起算点

②原則（1ヶ月45時間、1年360時間）の上限を超えて労働した労働者に講ずる健康確保措置の記載が必要となる

今回の主な改正点

①延長限度基準の法文化と休日労働の日数に関する協定の義務化

②厳格な延長限度の設定

③適用除外

労働時間の上限に関する基準は「新たな技術、商品または役務の研究開発にかかる業務」については適用されない

④適用猶予・緩和

・工作物の建設の事業

・自動車の運転の業務

・医業に従事する医師

・鹿児島県および沖縄県における砂糖を製造する事業

(つづく)

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ キーワード検索はこちら

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.